

# 第37期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催情報

日時

令和5年8月30日（水曜日）  
午前10時

場所

東京都新宿区西新宿8丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿  
グランドコンファレンスセンター

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

ファーマライズホールディングス株式会社

証券コード：2796

## 【株主様へのお知らせ】

- ・会社法改正による株主総会資料の電子提供制度が施行されましたが、本総会においては書面送付のご請求の有無にかかわらず、一律に書面をお送りさせていただいております。
- ・株主総会の運営も最小限の体制とし、会場内は席の間隔を十分にとって設営するため、座席数に限りがございます。そのため、満席になった場合は、入場を制限させていただく場合がございますので予めご了承ください。議決権行使書、又はインターネットにて事前に議決権を行使いただけますので、併せてご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・お土産のご用意はございません。  
株主の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

## 目次

- 定時株主総会招集ご通知 ..... 1
- 事業報告 ..... 4
- 連結計算書類 ..... 31
- 計算書類 ..... 45
- 監査報告書 ..... 54
- 株主総会参考書類 ..... 60
- 株主総会会場ご案内図 ..... 末尾

証券コード2796

令和5年8月9日

(電子提供措置の開始日 令和5年8月4日)

株主各位

東京都中野区中央1丁目38番1号

ファーマライズホールディングス株式会社

代表取締役社長 秋山 昌之

## 第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記の通り開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第37期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト [https://www.pharmarise.com/ir/share\\_holder.php](https://www.pharmarise.com/ir/share_holder.php)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

議決権行使書、又はインターネットにて事前に議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。

書面又はインターネット等による議決権行使につきましては、令和5年8月29日（火曜日）  
午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年8月30日（水曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター
3. 目的事項  
報告事項 1. 第37期（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）事業報告及び連結  
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第37期（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権の行使等についてのご案内

## 株主総会へ出席する場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
(ご捺印は不要です)

日 時：令和5年8月30日(水曜日) 午前10時

会 場：東京都新宿区西新宿8丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター



## 「議決権行使書」を郵送する場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご返送ください。

(下記行使期限までに到着するようご返送ください)

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限：令和5年8月29日(火曜日) 午後6時まで



## インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



行使期限：令和5年8月29日(火曜日) 午後6時まで

パソコン又はスマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスの上、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

ご不明な点等がございましたら、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電 話 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9:00～午後9:00



なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

## インターネットによる議決権行使のご案内

---

### (1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォン等から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までには取扱いを休止させていただきます)
- ② パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

### (2) インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ⑤ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## 議決権電子行使プラットフォームについて

---

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 事業報告

第37期（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（令和4年6月1日から令和5年5月31日）におけるわが国経済において、景気は緩やかに回復しております。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されますが、世界的な金融引締め等が続くなか、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある状況です。

こうしたなか、当社グループは令和3年12月24日に「中期経営計画 L S G（Leading to Sustainable Growth）2024」を公表し、株主価値の更なる向上を目指し、競争力を強化し成長していくため、①投資家に選ばれる会社になるための取組み強化、②調剤事業を核とした事業展開による収益獲得強化、③経営基盤の更なる強化による収益構造の改善を推進しております。

当連結会計年度における業績は、売上高52,030百万円（前年同期比0.8%増）、営業利益1,438百万円（前年同期比5.4%減）、経常利益1,431百万円（前年同期比5.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は333百万円（前年同期比25.6%減）となりました。

売上高につきましては、薬価改定の影響はあったものの、応需処方せん枚数の増加及び技術料算定が順調に進展したことによる調剤売上高の増加、並びにコンビニエンスストア部門及び有料職業紹介事業が好調に推移したことにより、増収となりました。

利益面においては、物販事業のドラッグストア部門におけるマスク等の衛生材料等コロナ関連需要の減退や巣ごもり需要の反動による売上高の減少及び水道光熱費等の経費の増加、その他セグメントにおける医薬品の卸売取引の減収、医学資料保管・管理事業における減収に伴う減益等を主な要因として営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに減益となりました。

調剤薬局事業におきましては、仕入環境の変化等により第2四半期累計期間では193百万円の減益でしたが、特に第3四半期以降の処方せん枚数の回復や技術料単価の増加により当連結会計年度では26百万円まで減益幅は縮小いたしました。

セグメントごとの業績は以下の通りであります。

なお、当連結会計年度より、従来「調剤薬局事業」「物販事業」の各事業内に含めておりました卸売に係る取引においては、各報告セグメントから「その他」セグメントに統合しております。これは経営管理上の意思決定や業績区分を見直した結果、従来のセグメントとは分けて区分することがより適切であると判断したことによるものであります。また、比較・分析対象の前連結会計年度のセグメント数値については、変更後の報告セグメントの区分に基づくものであります。

#### (調剤薬局事業)

当連結会計年度における調剤薬局事業の業績は、M&Aや新規出店効果に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による受診抑制の緩和を主な要因とした処方せん枚数の回復傾向が第3四半期以降より鮮明となってきたことや、調剤技術料の算定増加等により売上高は42,327百万円（前年同期比0.8%増）と増収になりました。利益面においては、薬価改定の影響及び仕入環境の変化、当期に実施した新規出店やM&A等による販管費の増加等の要因を、処方せん枚数の増加や調剤技術料収入の拡大による増益要因でカバーしきれずセグメント利益は1,685百万円（前年同期比1.5%減）と減益になりました。同期間における調剤薬局店舗は8店舗増加、9店舗減少で、当社グループが運営する店舗数は300店舗となりました。増加した店舗は、株式譲受により取得した有限会社映双薬局の2店舗（神奈川県）及び株式会社くすき調剤薬局の1店舗（三重県）、有限会社池本薬局の1店舗（北海道）、有限会社大木薬局の2店舗（三重県）、ファーマライズ株式会社の新規開局の2店舗（栃木県及び大阪府）であります。

薬局運営面につきましては、選ばれる「かかりつけ薬局」となるために、①地域医療（在宅医療及び施設調剤、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）の実施、②後発医薬品推進、③患者情報の一元管理や重複投与・飲み合わせ・残薬確認強化の観点から電子お薬手帳「ポケットファーマシー」の利用促進、④生活習慣病の予防を継続的に支援していくことを目的とした、当社独自の健康寿命延伸プログラムである「継続支援プログラム」の推進、⑤店舗ごとに特徴・行動計画を打ち出し必要に応じて本部が支援する「コンセプト薬局」施策の開始、⑥かかりつけ薬剤師・薬局の機能に加えて、市販薬や健康食品から介護や食事・栄養摂取に関することまで気軽に相談できる「健康サポート薬局」の継続的な推進に取り組んでおります。

なお、健康サポート薬局は当連結会計年度末時点で82店舗（前年度末比11店舗増）となり、地域連携薬局は117店舗（前年度末比21店舗増）となりました。また、専門医療機関連携薬局につきましても認定取得に向け準備を進めております。

#### (物販事業)

当連結会計年度における物販事業の業績は、売上高は7,771百万円（前年同期比2.3%増）、セグメント損失は199百万円（前年同期はセグメント損失150百万円）となりました。これは、売

上高においては、コンビニエンスストア部門におけるコロナ影響の緩和による経済活動の回復を背景とした売上高の伸長が主な要因であります。利益面においては、ドラッグストア部門において、主力の医薬品や化粧品等は回復しつつあるもののマスク等の衛生材料等コロナ関連需要の減退や巣ごもり需要の反動による売上の減少額の方が大きくなってしまったことにより、売上総利益が減少したことによるものであります。

また、同期間における調剤を併設しない本セグメントの当社グループが運営する店舗数は1店舗増加の46店舗となりました。

#### (医学資料保管・管理事業)

当連結会計年度における医学資料保管・管理事業の業績は、主に医療機関における経費削減の動きから紙カルテ等の保管年数の短縮化の影響を受け、売上高は646百万円（前年同期比7.6%減）、セグメント利益は81百万円（前年同期比24.6%減）となりました。一方で紙カルテ等の保管・管理のニーズは継続的に発生していることから、それらの獲得と新たなサービス提供に向けた営業活動を展開しております。

#### (医療モール経営事業)

当連結会計年度における医療モール経営事業の業績は、売上高は505百万円（前年同期比0.4%増）、セグメント利益は減価償却費が減少したことで90百万円（前年同期比35.2%増）となり、安定的に推移しております。

#### (その他)

当連結会計年度におけるその他事業の業績は、有料職業紹介事業は好調だったものの、医薬品の卸売取引の減収を主な要因として売上高は779百万円（前年同期比3.1%減）となりました。また、医薬品の卸売取引の減収に加え、医療関連ITソリューション事業等が減益となったことなどによりセグメント利益は36百万円（前年同期比53.7%減）となりました。

## (2) 主要な事業内容（令和5年5月31日現在）

事業部門	事業内容
調剤薬局事業	医療機関の発行する処方せんに基づき一般患者に医薬品の調剤を行う調剤薬局の運営事業
物販事業	コンビニエンスストア及びドラッグストア等による、OTCや化粧品等、調剤薬品以外の物品販売事業
医学資料保管・管理事業	紙カルテやレントゲンフィルム等医学資料の保管・管理事業
医療モール経営事業	診療科目が異なる複数の診療所と調剤薬局を一つの建物・敷地に集約した施設（医療モール）の運営事業
その他	製薬企業等向けのシステムインテグレーション事業、医療関連ITソリューション事業、有料職業紹介・人材派遣事業等



(3) 主要な事業所並びに使用人の状況（令和5年5月31日現在）

① 主要な事業所

イ. 本 社 東京都中野区中央1丁目38番1号

ロ. 店 舗 調剤薬局事業に係る店舗 300店舗

地域別の店舗の設置状況は、以下の通りであります。

北 海 道	44 店	福 井 県	7 店
宮 城 県	10 店	山 梨 県	1 店
秋 田 県	2 店	岐 阜 県	2 店
山 形 県	1 店	静 岡 県	13 店
福 島 県	11 店	愛 知 県	14 店
茨 城 県	3 店	三 重 県	11 店
栃 木 県	2 店	滋 賀 県	2 店
群 馬 県	7 店	京 都 府	7 店
埼 玉 県	7 店	大 阪 府	44 店
千 葉 県	6 店	兵 庫 県	17 店
東 京 都	33 店	奈 良 県	4 店
神 奈 川 県	10 店	和 歌 山 県	4 店
新 潟 県	15 店	長 崎 県	5 店
富 山 県	4 店	宮 崎 県	1 店
石 川 県	6 店	沖 縄 県	7 店

(注) 上記店舗数には、物販事業併設店舗11店舗が含まれております。

物販事業に係る店舗 46店舗

地域別の店舗の設置状況は、以下の通りであります。

北 海 道	1 店	石 川 県	1 店
千 葉 県	3 店	京 都 府	4 店
東 京 都	13 店	大 阪 府	18 店
神 奈 川 県	6 店		

ハ. 研究所 ファーマライズ医薬情報研究所（東京都文京区 ファーマライズ薬局文京店の2階）

② 使用人の状況

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）	平均年齢	平均勤続年数
1,555（331）	+11（+6）	39歳 11ヶ月	8年 1ヶ月

- （注）1. 上記は連結従業員数であります。また、従業員数の（外書）は臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。  
 2. 令和5年5月31日現在の当社の従業員数は、64名（出向者除く）であります。  
 3. 平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(4) 主要な借入先及び借入額（令和5年5月31日現在）

借入先	借入金残高
（株）みずほ銀行	1,692百万円
（株）三菱UFJ銀行	1,675百万円
（株）三井住友銀行	1,608百万円
A G 2号投資事業有限責任組合	1,482百万円
（株）横浜銀行	1,313百万円

（注）上記借入金残高には、社債未償還残高を含めております。

(5) 資金調達、設備投資等

① 資金調達

当連結会計年度中は、銀行等より長期借入金17億円の資金調達を行っております。

② 設備投資

当連結会計年度中の設備投資の総額は、7億円であり、その主たるものは、新規出店や店舗の改装に係る費用等（差入保証金等を含む）であります。

なお、上記の設備投資の実施額には、グループ全体において行った新規出店や店舗改装に係るものを含んでおります。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第34期	第35期	第36期	第37期 (当連結会計年度)
売 上 高	51,030	52,324	51,608	52,030
経 常 利 益	1,023	1,288	1,517	1,431
親会社株主に帰属する当期純利益	577	426	447	333
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	61円11銭	45円83銭	47円99銭	35円45銭
総 資 産	25,206	24,724	23,746	23,421
純 資 産	5,946	6,331	6,699	6,987

(注) 1株当たり当期純利益は、銭未満を四捨五入して表示しております。

## (7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
フ ァ ー マ ラ イ ズ (株)	10百万円	100.0%	調剤薬局の経営、物販事業

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社1社を含む14社であります。  
2. 特定完全子会社に該当する子会社はございません。

## (8) 対処すべき課題

### ① 規模の拡大と積極的な新規出店

規模の拡大を目的として、継続的に新規出店を実施していくことが経営上の重要課題であると考えております。このために、従来からの新規出店に関する情報入手ルートを活用・深耕の他に、新たなルートを開拓することが店舗開発上の課題と認識しております。また、当社グループは、既存の店舗網をさらに充実させ、かかりつけ薬局として地域医療に貢献していくためにもドミナント展開を強化してまいります。この目的に沿って、新規開業する診療所や病院の情報収集を図り、より地域密着の開拓に努めてまいります。

また規模の拡大は単位当たりの管理コストの低減とともに、仕入に関し一定のバイイングパワー形成に寄与し、医薬品卸やその他業者との価格交渉を有利に運ぶメリットがあります。

### ② 変化への対応と質的向上

調剤薬局業界は医療法、健康保険法によって調剤技術料、薬価等が定められており、そのために隔年で実施される医療法の改正等の影響を受けます。また社会の変化につれて医療の質も時々刻々変化しており、調剤薬局に対するニーズも今後一層強まっていく半面、競争が激化しております。

当社グループは応需処方せん枚数の維持・増加のために、変化するニーズを適確に捉え、積極的にサービスをそのニーズに反映させていく方針であります。現在は、1. 顧客の満足度を高めるホスピタリティの実践、2. 当社独自のヘルシーライフアドバイザーの育成及び利用者のこころとからだの健康保持・増進活動の支援、3. 今後の高齢化をにらんだ在宅医療への対応、などを経営課題と考えております。

またニーズに適切に対応するためには、最新の専門情報の収集、蓄積や薬剤師の質的向上が必要となります。当社グループは、従来から学術研究の充実に取り組み、薬学、メディカルケアスタッフの業務等自主的研究を重ねるとともに、教育・研修に関する専門部署を設けて、人材育成のため研修制度の質的向上を図ってまいりました。こうした地道な取り組み姿勢が質の高い薬剤師の確保にもつながるものと考えております。

### ③ リスク管理の徹底

#### イ. 調剤過誤への対応

調剤薬局は医療機関であり、患者の生命、健康に関わる業務です。特に調剤過誤は、健康を損なうおそれがあり、徹底的に防止することが使命であると認識しております。当社グループでは過誤のリスクに対し、委員会組織を設けてその防止に取り組んでおります。また、現場の

店舗では「過誤防止検討会」を開催して、過誤、インシデント（調剤の過程で起こる何らかの間違い）の事例研究を行い、本部では「過誤防止委員会」が、各店の報告に基づいて全社レベルでの状況を把握し、対策を検討した上で対応を指導しております。過誤が発生した場合には、適正かつ迅速に対応するため「調剤過誤判定委員会」が過誤のレベルを判定し、重大な過誤が発生した場合には、「過誤対策委員会」が組織的かつ迅速に対応を決定し指示しております。

このように当社グループでは調剤過誤を防止するため、現場から本部まで連携の組織を設け、重層的な組織対応で防止に取り組んでおります。

#### ロ. 個人情報保護への対応

調剤薬局チェーンは、膨大かつ重要な個人情報を取り扱っております。当社グループは、個人情報を取り扱う従業員や委託先（再委託先を含みます）に対して、適切な監督を行います。その主な内容は、1. 個人情報保護方針の策定、2. 個人データの取り扱いに係る規律の整備、3. 組織的安全管理措置、4. 人的安全管理措置、5. 物理的安全管理措置、6. 技術的安全管理措置です。

また、「個人情報保護委員会」を設け、全ての部門に個人情報管理責任者を配置しております。別途、店舗向け研修実施の他、実務レベルでのマニュアルを作成し、現場保管を義務付けております。このマニュアルの実施状況については随時内部監査・統制室が監査を実施し、随時フォローを行っております。その他、全従業員から「個人情報保護に関する誓約書」を徴求して個人情報に対する意識を啓蒙するとともに、入退室管理方法の徹底、情報廃棄方法のルール化等を行い、電子データの管理方法の徹底、暗号化等を行っております。

このように当社グループでは個人情報漏洩を防止するため、体系的かつ網羅的に対策を講じ、随時管理の精度向上に努めております。

#### ④ オペレーションの効率化

広範な地域で多店舗展開を営む事業形態にあつては、店舗のオペレーションの効率化は必須の経営課題であり、これをIT化等の投資によって推進できることが、大企業の優位性であります。また規制が多く、収益確保に制約の多い調剤薬局事業においては、オペレーションの効率化が個別の店舗の採算確保の基礎であります。

こうした認識のもと、当社グループは店舗における煩雑な業務のオペレーションを常に見直し、効率化すると同時に、業務のIT化等も推進して、店舗の運営コスト低減に努めております。

#### ⑤ 後発（ジェネリック）医薬品への対応

後発（ジェネリック）医薬品の強力な普及推進が国策として促されております。当社は、内部研究機関である「ファーマライズ医薬情報研究所」を中心に信頼のおける後発医薬品の選定を行い、患者及び病院、クリニック等の医療機関の要望に極力対応できる体制の整備に努めております。また、後発（ジェネリック）医薬品メーカーの品質問題等に起因する安定供給問題においては、当社グループの幅広い店舗網を活用して患者に確実にお渡しできるような体制を整えております。

#### ⑥ コンプライアンスへの取組み

当社グループでは、コンプライアンスの認識不足に起因する不祥事の発生を根絶するために、コンプライアンス委員会を、そして法律上疑義のある行為等について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段として社内及び社外に内部通報窓口を設置しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス計画を策定し、役職員に対するコンプライアンス意識の啓蒙・教育活動に徹底的に努めており、内部通報窓口では不祥事根絶へ向けた窓口体制の整備及び相談があった際の迅速な改善行動が取れる体制を整えております。

#### ⑦ 内部統制システムの強化

当社グループにおいて、内部統制システムの構築は最重要事項の一つと認識しております。当社では、内部監査・統制室を設置し、コーポレートガバナンスを担う各機関との連携を密にすることで、店舗やグループ企業の拡大にも柔軟に対応できる体制を構築するべく鋭意努めております。

#### ⑧ 業務とグループ組織構造の見直しによる収益構造の改善

わが国では高齢者人口の増加に伴い国民医療費は増加傾向にあります。一方で薬価改定や後発医薬品使用促進強化等により、市場成長率の鈍化傾向が予想されております。また処方せん枚数も伸長していく見込みではありますが、薬価改定や調剤報酬の抑制による処方せん単価の下落により、適切な対策なしでは利益率の漸減傾向は回避できないものと予想しております。

このような事業環境下においても適正な利益水準を確保していくために、業務オペレーションとグループ組織構造の見直しを進めてまいります。具体的には、店舗業務のみならず本部業務のオペレーションも棚卸しを実施し、恒常的な見直しを行いながらで対象となる作業の自動化・効率化を図ることにより、コストの削減に取り組んでまいります。またグループ形態を変革し、役割分担やコストの見直しをしていくことで販売管理費の削減にも努めてまいります。

#### ⑨ サステナビリティに対する取組み

当社グループは、薬物療法のプロフェッショナルとして地域医療への積極的な取組みを通じて地域社会に貢献することを使命としております。そのためにも長期的に成長していくことが不可欠であり、環境・社会・経済などを将来にわたって適切に維持・発展させていくための持続可能性（サステナビリティ）を重視・配慮した経営をしていくべきであると考えております。こうした考えから、令和3年6月にサステナビリティ委員会を設置し、「サステナビリティ方針」を定め、「持続可能社会の実現」と「中長期的な企業価値の向上」を両立する事業活動を推進しております。また、サステナビリティ委員会においては、気候変動問題を始めとするサステナビリティに関する社会課題や環境課題を含めたリスクや機会を幅広く議論しており、それらの対応を事業戦略等に適時性をもって反映させてまいります。

#### ⑩ デジタルトランスフォーメーションに対する取組み

オンライン服薬指導、オンライン資格確認の導入、及び令和5年1月からの電子処方せんの運用開始など、医療を取り巻くデジタルトランスフォーメーションは加速しております。当社グループは、これら外部環境の変化に適応するため、経営企画部内のDX推進課、グループ会社のシステム開発会社である株式会社ミュートス及び株式会社メディカルフロントとの連携を強化しております。IT技術を活用した働き方の見直しや各部門を一気通貫するシステム運用等、社内業務の効率化に止まらず、デジタルトランスフォーメーションを強化し、次世代薬局の構築に向けても取り組んでまいります。

当社グループが対処すべき課題として認識している事項は以上であります。株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の名等 (令和5年5月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大野 利美知	代表取締役会長 (CEO)	北海道ファーマライズ(株)取締役
大野 小夜子	取締役副会長	ファーマライズ(株)取締役 (株)レイケアセンター取締役
秋山 昌之	代表取締役社長 (COO)	ファーマライズ(株)取締役 (株)ケミスト取締役 (株)寿データバンク取締役 (株)ヘルシーワーク取締役 (株)サン・メディカル取締役 (株)ミュートス取締役 (有)映双薬局取締役
松浦 恵子	専務取締役	ファーマライズ(株)代表取締役社長 (株)ヘルシーワーク取締役 (株)くすき調剤薬局代表取締役 (有)池本薬局取締役 北海道ファーマライズ(株)取締役 (有)大木薬局代表取締役
沼田 豊	取締役	(株)ミュートス取締役 (株)メディカルフロント取締役 (株)ウィーク取締役
菅野 洋	取締役	—
多田 宏	取締役	タスマン(株)代表取締役社長
渡邊 則夫	取締役	(株)遠興取締役会長
戸田 一誠	取締役	公益財団法人立正育英会 評議員 東京商工会議所練馬支部 評議員



氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小高 芳夫	常勤監査役	ファーマライズ(株)監査役 (株)レイケアセンター監査役 (株)寿データバンク監査役 (株)ミュートス監査役 (株)ケミスト監査役 (株)メディカルフロント監査役 (株)ヘルシーワーク監査役 (株)ウィーク監査役 (株)サン・メディカル監査役 (有)映双薬局監査役 (有)池本薬局監査役 (株)くすき調剤薬局監査役 北海道ファーマライズ(株)監査役 (有)大木薬局監査役
榎本 孝之	監査役	榎本公認会計士事務所 公認会計士
園部 経夫	監査役	(株)タカゾノテクノロジー取締役 (株)タカゾノ代表取締役会長 商工組合 日本医療機器協会 理事

- (注) 1. 多田宏、渡邊則夫及び戸田一誠の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 榎本孝之及び園部経夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役 榎本孝之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、いずれの役員とも個別の責任限定契約を締結しておりません。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、令和3年9月以降の取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。なお、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約で填補されないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年8月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

業務執行から独立した立場である社外取締役、取締役の業務執行を監査する監査役及び社外監査役には、基本報酬（定額報酬）のみを支払う方針としています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は以下の通りです。

##### イ. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員の報酬は、基本報酬のほか、非金銭報酬（譲渡制限付株式割当報酬）により構成し、役職位が上位となるに従い非金銭報酬の割合が多くなるよう、一定の算式に基づき基準額を決定する。業績連動報酬は、これを支給しない。

##### ロ. 上記イ. の報酬等の額又は非金銭報酬等の額を取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬は、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法は社外役員を交えて構成される指名・報酬委員会において審議した上で決定する。委員構成は社外役員（社外監査役を含む）を過半数とする。

##### ハ. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、役職別に、経営姿勢・業績・在職年数等を勘案の上、決定するものとする。ただし、会社の業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合等、特別な事情がある場合は、株主総会の承認を得ることで、役員賞与を支給することがある。株主総会へ提出する役員賞与の金額等は、当該期間の各役員の業績への寄与度を勘案して決定する。なお、株主総会への議案の提出に際しては、支給を行う特別な理由（事情）や金額の計算根拠等、株主が株主総会の議案を十分に審議できるよう配慮することとする。

## ② 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬として、令和2年8月26日開催の当社第34期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式報酬制度は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とした譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度であります。当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として年額200百万円の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という）の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの期間（ただし、当該期間中に、割当対象取締役（以下、「対象取締役」という）が当社の取締役の地位から当社の取締役会が正当と認める理由又は死亡により退任した場合には、本給付期日から当該退任までの期間とする）中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が当社の取締役の地位から任期満了若しくは定年その他当社の取締役会が正当と認める理由又は死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、対象取締役（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合はその相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限は解除されます。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	233 (3)	186 (3)	- (-)	47 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12 (2)	12 (2)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年8月5日開催の第20期定時株主総会において、取締役6人に対し年額5億円以内（ただし、使用人部分は含まない）と決議いただいております。
2. 上記とは別枠で、令和3年8月26日開催の第35期定時株主総会において譲渡制限付株式割当てのための報酬決定について、取締役6人に対し年額200百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年8月5日開催の第20期定時株主総会において、監査役3人に対し年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 原知己氏及び中西雅也氏の2名は無報酬のため、支給人数より除いて記載しております。
5. 金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役 多田宏氏はタスマン株式会社の代表取締役社長を兼任しております。同社と当社には特別の関係はありません。
- ・社外取締役 渡邊則夫氏は株式会社遠興の取締役会長を兼任しており、同社は当社と資本関係があり、かつ当社子会社と取引関係にあります。
- ・社外取締役 戸田一誠氏は公益財団法人立正育英会の評議員、東京商工会議所練馬支部の評議員を兼任しております。同法人及び同商工会議所と当社には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 榎本孝之氏は榎本公認会計士事務所の公認会計士を兼任しております。同事務所と当社には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 園部経夫氏は株式会社タカゾノテクノロジーの取締役、株式会社タカゾノの代表取締役会長及び商工組合 日本医療機器協会の理事を兼任しております。2社及び同商工組合と当社には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動内容及び期待される役割に関して行った職務の概要
多田 宏	取締役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)15回のうち14回に出席し、経営者及び教育者としての経験・知見から労務や企業財務に関する意見等適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。
渡邊則夫	取締役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)15回のうち15回に出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識から企業経営全般に係る意見を適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。
戸田一誠	取締役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)15回のうち13回に出席し、宗教法人の住職及び公益財団法人の評議員としての豊富な経験や高い倫理的観点から適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。
原 知己	取締役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)15回のうち10回に出席し、多くの企業における経営者としての事業改善の実績と高い見識から資本政策に係る意見等適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。
中西雅也	取締役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)15回のうち14回に出席し、多くの企業における経営者としての事業改善の実績と高い見識から経理財務に関する意見等適宜発言し、意思決定機能並びに監督機能の実効的な強化に貢献しております。
榎本孝之	監査役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)15回のうち12回、監査役会13回のうち13回に出席し、公認会計士としての豊富な経験と高い専門知識から主に税務・会計に関して適宜発言し、意思決定の過程や業務執行状況の適切な監査に貢献しております。
園部経夫	監査役	当事業年度の取締役会(書面開催を除く)15回のうち15回、監査役会13回のうち13回に出席し、経営者として培われた幅広く高度な知見と豊富な経験から適宜発言し、意思決定の過程や業務執行状況の適切な監査に貢献しております。

## (6) 当事業年度中における辞任した会社役員の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
原 知 己	取締役	FCM(株)取締役 NJT銅管(株)取締役 ブレクスHD(株)取締役 (株)タンケンシールセーコウ取締役 (株)ヤマト取締役 アウトルックコンサルティング(株)取締役 ディップソール(株)代表取締役会長 東栄産業(株)代表取締役社長 興人フィルム&ケミカルズ(株)代表取締役会長 (株)緑測器代表取締役
中 西 雅 也	取締役	ディップソール(株)取締役 東栄産業(株)取締役 FCM(株)取締役

令和5年5月23日付けで、原知己、中西雅也の両氏は取締役を辞任いたしました。なお当該取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況は退任時の地位及び担当並びに重要な兼職の状況であります。

## (7) 前各号に掲げるもののほか会社役員に関する重要な事実

多田宏、戸田一誠、榎本孝之及び園部経夫の4氏は、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

## 3. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度における監査報酬等の額	39百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度における監査報酬の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### **(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由**

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の算出根拠等を検討し、監査報酬額が適正であると判断し同意いたしております。

### **(4) 非監査業務の内容**

該当事項はございません。

### **(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかを総合的に勘案し、必要と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とします。

#### 4. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

##### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下の通り、当社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下、「内部統制」という）構築の基本方針を定めております。

###### ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、当社及び子会社役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、内部統制部門においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、コンプライアンス規程に基づき設置されたコンプライアンス委員会を中心に役職員教育等を行う。

内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。

これら活動は定期的に取り締役会及び監査役に報告されるものとする。法律上疑義のある行為等について当社及び子会社従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報受付窓口を外部機関である法律事務所に設置し運営する。

###### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社は、稟議規程及び文書管理規程等に従い、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。

取締役及び監査役は、稟議規程及び文書管理規程等により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

###### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部統制部門が行い、子会社、店舗などにあっては事業会社統括部門が行うものとする。

新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。



④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項を審議するとともに、当社の取締役会規程に基づき、経営方針、経営戦略、事業計画や組織、人事等の重要事項を審議決定し、当社及び子会社の業務執行を監督する。また取締役及び社員が共有する全社的な目標を定める。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの事業に関して責任を負う担当取締役及び部門の長を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、内部統制部門長はこれらを横断的に推進し、管理する。

事業会社統括部門は関係会社管理規程に従い子会社の統括的な管理を行い、管理部門はその会計状況を定期的に監督する。また、内部監査は、子会社に対しても実施する。

なお、子会社の代表取締役は、原則四半期毎に当社に対して営業報告を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、要請があれば当該監査役に係る業務に優先的に従事し、その命令に関して、取締役、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社並びに子会社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響をおよぼす事実を発見した場合は、すみやかに監査役へ報告する体制とする。また、内部監査部門は、定期的及び随時、監査役と会合を実施し、内部監査の実施状況等を監査役へ報告する体制とする。

なお、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じてその他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人又は子会社の取締役等にその説明を求める。

なお、監査費用については、監査役の請求に従い会社が負担する。

⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社の各部門及び子会社は、内部統制部門のもとに、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢で臨み、組織的に対応する。

当社は、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時、対応部門を総務部門とし警察等関連機関とも連携して対応する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「企業倫理規程」や「コンプライアンス規程」等の諸規程、規則並びにガイドラインの策定及び「コンプライアンス受付窓口」の設置等を行っており、業務の適正を確保するための体制は整備されております。また、第30期に「コンプライアンス受付窓口」が外部機関に委託され、第37期には公益通報者保護法改正に伴い、「内部通報に関する内部規程」を制定し、社内に内部通報窓口も設置して、実効性がより強化された内部通報制度が運用されております。また、金融商品取引法における内部統制に対応するため、業務プロセスにおける適正性を確保した体制が整備されております。

諸規則の遵守や業務プロセスの適正な実施等については、第37期内部監査基本計画に基づき、当社及び子会社について当社内部監査・統制室がレビューしており、適正に運用されております。

リスク管理については、担当部署毎による対応を基本とする体制をとっておりますが、対応状況については、当社取締役会で把握されており、必要に応じて指導・監督されております。

子会社の事業の状況については、当社から派遣している取締役が出席する子会社の取締役会においても同様の体制が整備され運用が行われております。

## 5. 株式に関する事項

### (1) 当事業年度末日における大株主の状況（上位10名）

株 主 名	所有する株式数（株）	持 株 比 率（％）
(株) ビ ッ ク フ ィ ー ル ド	3,015,000	32.0
中 北 薬 品 (株)	396,000	4.2
(株) バ イ タ ル ネ ッ ト	396,000	4.2
(株) ほ く や く	396,000	4.2
大 野 小 夜 子	376,670	4.0
ファーマライズ従業員持株会	364,200	3.9
日本マスタートラスト信託銀行(株)	285,200	3.0
大 野 利 美 知	241,260	2.6
ヒ グ チ 産 業 (株)	214,500	2.3
A G 2 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	182,400	1.9

(注) 持株比率は、自己株式（321,100株）を控除して計算し、小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。

### (2) その他株式に関する事項

① 発行可能株式総数	31,398,000株
② 発行済株式総数	9,746,645株
③ 保有自己株式数	321,100株
④ 株主数	12,574名

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下の通りです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	72,860株	6名
社外取締役	－	－
監査役	－	－

## 6. 新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

名称	第1回株式報酬型 新株予約権	第2回株式報酬型 新株予約権	第3回株式報酬型 新株予約権	第4回株式報酬型 新株予約権
発行決議日	平成25年8月27日	平成26年8月26日	平成27年8月25日	平成28年8月25日
区分	取締役	取締役	取締役	取締役
保有者数	2名	2名	2名	2名
目的となる株式の数	47,390株	69,810株	56,750株	74,290株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の1個当たりの払込金額	5,619円	4,120円	4,300円	3,690円
権利行使時1株当たりの行使価格	1円	1円	1円	1円
権利行使期間	平成25年9月27日から 令和25年9月26日まで	平成26年9月30日から 令和26年9月29日まで	平成27年9月16日から 令和27年9月15日まで	平成28年9月15日から 令和28年9月14日まで

名称	第5回株式報酬型 新株予約権	第6回株式報酬型 新株予約権	第7回株式報酬型 新株予約権
発行決議日	平成29年8月24日	平成30年8月28日	令和元年8月28日
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	2名	5名	5名
目的となる株式の数	60,520株	78,570株	78,390株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の1個当たりの払込金額	4,310円	4,980円	4,610円
権利行使時1株当たりの行使価格	1円	1円	1円
権利行使期間	平成29年9月15日から 令和29年9月14日まで	平成30年9月19日から 令和30年9月18日まで	令和元年9月18日から 令和31年9月17日まで

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与していません。  
 2. 上記の払込金額については、新株予約権者に対して、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺いたします。  
 3. 権利行使の詳細な条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。  
 4. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、10株であります。

## (2) 当事業年度中において当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成30年11月8日開催の取締役会決議に基づき、アスパラントグループ株式会社（東京都港区赤坂二丁目23番1号）が運営・管理するAG2号投資事業有限責任組合（東京都港区赤坂二丁目23番1号）に対して、以下の通り、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を行いました。

	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債
発行決議日	平成30年11月8日
新株予約権の数（個）	13
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,600,000
新株予約権の行使時の払込金額（円/株）	570
新株予約権の行使期間	平成30年11月26日（西暦2018年11月26日） ～令和5年11月25日（西暦2023年11月25日）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格1株当たり570 資本組入額1株当たり285
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び同条第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
新株予約権付社債の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高（百万円）	1,482

※新株予約権付社債の発行時（平成30年11月26日）における内容を記載しております。

## 連結貸借対照表

(令和5年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>11,372</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>9,835</b>
現金及び預金	4,742	買掛金	4,252
売掛金	611	1年内償還予定の社債	1,482
商品及び製品	2,225	1年内返済予定の長期借入金	2,008
原材料及び貯蔵品	65	リース債務	187
未収入金	3,412	未払費用	760
その他	320	未払法人税等	333
貸倒引当金	△6	賞与引当金	45
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,048</b>	店舗閉鎖損失引当金	21
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,010</b>	その他	743
建物及び構築物	2,902	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,598</b>
機械装置及び運搬具	20	長期借入金	5,216
工具、器具及び備品	254	リース債務	245
土地	2,587	退職給付に係る負債	791
リース資産	213	資産除去債務	111
建設仮勘定	30	その他	232
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>3,250</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>16,433</b>
のれん	2,748	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	188	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,655</b>
その他	313	資本金	1,298
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,787</b>	資本剰余金	1,553
投資有価証券	82	利益剰余金	4,014
長期貸付金	1	自己株式	△210
差入保証金	1,680	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>17</b>
繰延税金資産	778	その他有価証券評価差額金	△0
その他	397	退職給付に係る調整累計額	18
貸倒引当金	△152	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>208</b>
<b>繰 延 資 産</b>	<b>0</b>	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>105</b>
社債発行費	0	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,987</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>23,421</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>23,421</b>



# 連結損益計算書

(令和4年6月1日から令和5年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		52,030
売上	原価		43,896
売上総利益			8,134
販売費及び一般管理費			6,695
営業利益			1,438
営業外収入	利息	1	
受取配当金	当金	1	
受取手数料	料	24	
受取賃貸	料	16	
新型コロナウイルス感染症による助成金収入		15	
その他		17	76
営業外費用			
支払利息	息	55	
賃借原価	価	10	
支払手数料	料	8	
新型コロナウイルス感染症対策費用		0	
その他		7	82
経常利益			1,431
特別利益			
固定資産売却益		1	
店舗閉鎖損失引当金戻入額		16	
負ののれん発生益		30	
補助金収入		88	137
特別損失			
固定資産売却損		5	
固定資産除却損		59	
固定資産圧縮損		90	
賃借契約解約損		119	
減損		244	518
税金等調整前当期純利益			1,049
法人税、住民税及び事業税		749	
法人税等調整額		△47	702
当期純利益			347
非支配株主に帰属する当期純利益			14
親会社株主に帰属する当期純利益			333

## 連結株主資本等変動計算書

(令和4年6月1日から令和5年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,274	1,529	3,811	△210	6,405
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	23	23	-	-	47
剰 余 金 の 配 当	-	-	△130	-	△130
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	333	-	333
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	23	23	202	-	249
当 期 末 残 高	1,298	1,553	4,014	△210	6,655

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	△0	△5	△6	208	91	6,699
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行	-	-	-	-	-	47
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△130
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	333
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	0	24	24	-	14	38
連結会計年度中の変動額合計	0	24	24	-	14	288
当 期 末 残 高	△0	18	17	208	105	6,987

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 14社

主要な連結子会社名

ファーマライズ(株)、北海道ファーマライズ(株)、(株)ヘルシーワーク、(株)寿データバンク

当連結会計年度において、(株)メディカルフロントは、ポケットファーマシー販売(株)を吸収合併いたしました。

北海道ファーマライズ(株)を会社分割により新規設立いたしました。

(有)映双薬局、(株)くすぎ調剤薬局、(有)池本薬局、(有)大木薬局は株式取得したことにより、連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の数 1社

HIGUCHI PH VIETNAM CO., LTD.

連結の範囲から除いた理由

連結を適用していない子会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、連結の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の適用範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社

HIGUCHI PH VIETNAM CO., LTD.

持分法を適用しない理由

非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法は適用しておりません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(有)池本薬局の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成にあたって同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、当連結会計年度において株式を取得した(有)大木薬局は、みなし取得日を4月30日としているため、貸借対照表のみ連結しております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

市場価格のない株式等……主として移動平均法による原価法

□ デリバティブ……………時価法

ハ 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

調剤薬局及びドラッグストアの商品……………総平均法

コンビニエンスストア及びコンビニエンスストア&ドラッグストアの商品… 売価還元法

貯蔵品……………最終仕入原価法

## ② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）……………建物及び構築物

・平成19年3月31日以前に取得したもの…主に旧定額法

・平成19年4月1日以降に取得したもの…主に定額法

その他

・平成19年3月31日以前に取得したもの…旧定率法

・平成19年4月1日以降に取得したもの…定率法

□ 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内での利用可能期間（5年）による定額法によっております。

ハ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

## ③ 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

## ④ 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□ 賞与引当金……………一部の連結子会社の従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ 店舗閉鎖損失引当金……………物販事業の店舗閉鎖に伴う損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

調剤薬局事業

医師の発行する処方せんに基づき薬剤師が調剤した医療用薬品及び処方せんが不要な一般用(OTC)医薬品の販売を行っております。医薬品の販売については、通常は商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

物販事業

ドラッグストア・コンビニエンスストアにおいて商品の販売を行っております。通常は商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、一部の商品取引については顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

医学資料保管・管理事業

顧客と管理委託契約を締結しており、契約期間にわたり資料の保管・管理サービスを提供することを履行義務として識別し、月額契約価格を、毎月売上高として認識しております。

医療モール経営事業

当社賃貸物件の保守管理を行っており、顧客(テナント)が共用部を使用する対価について保守・管理等のサービス提供が完了した時点で収益を認識しております。

⑦ ヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金利息

ハ ヘッジ方針

金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑧ その他事項

のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

また、前連結会計年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 調剤薬局事業及び物販事業における店舗固定資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	金額 (百万円)
減損損失	207
固定資産(のれんを除く)	4,591

## ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループでは、店舗固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候があると認められる場合には、減損の兆候が把握された各店舗の事業計画を基に割引前将来キャッシュ・フローを見積り、当該店舗固定資産の帳簿価額と比較を行い、減損損失の認識の要否を判定しております。

減損損失の認識の要否を判定した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損の測定を行うため、当該店舗固定資産の「回収可能価額」を「正味売却価額」と「使用価値」の比較により決定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

将来キャッシュ・フローの金額は、各資産グループの主要な固定資産の残存耐用年数における売上高予測や原価率予測等の複数の仮定に基づいて算定しておりますが、経済状況や業界環境の変化等により事業計画と実績に乖離が生じた場合や当初想定した効果が得られない場合には、固定資産に係る減損損失が発生し、翌連結会計年度における連結計算書類に影響を与える可能性があります。

## (2) のれんの評価

### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	金額 (百万円)
減損損失	36
のれん	2,748

## ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、主としてのれんの取得単位をもとに資産のグルーピングを行い、のれんの減損の兆候があると判断した場合、のれんの帰属する資産グループごとの事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む固定資産帳簿価額の比較を行い、減損損失の認識の要否を判定しております。

減損損失の認識の要否を判定した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんを含む固定資産帳簿価額を下回る場合には、減損の測定を行うため、のれんの帰属する資産グループごとの「回収可能価額」を「正味売却価額」と「使用価値」の比較により決定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

のれんの評価における事業計画においては、売上高予測、営業利益予測等の仮定が用いられており、経済状況や業界環境の変化等により事業計画と実績に乖離が生じた場合や当初想定した効果が得られない場合には、固定資産に係る減損損失が発生し、翌連結会計年度における連結計算書類に影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	
建物及び構築物	272百万円
土地	975
計	1,247百万円
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	142百万円
長期借入金	1,409
計	1,551百万円
③ 当座貸越契約	
当座貸越極度額	1,600百万円
借入実行残高	—
差引	1,600百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,121百万円



## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,673,785		72,860		—	9,746,645

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、以下の通りであります。

譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加 72,860株

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

令和4年8月25日の定時株主総会において、以下の通り決議いたしました。

配当金の総額……………130百万円

配当の原資……………利益剰余金

1株当たりの配当額……………14円

基準日……………令和4年5月31日

効力発生日……………令和4年8月26日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

配当金の総額……………131百万円

配当の原資……………利益剰余金

1株当たりの配当額……………14円

基準日……………令和5年5月31日

決議予定日……………令和5年8月30日

効力発生日……………令和5年8月31日

### (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

種類 普通株式

株式数 3,065,720株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に普通預金等の流動性の高い金融資産により運用し、資金調達については事業拡大のための必要資金を、主に銀行等金融機関より調達しております。デリバティブについては、借入金及び社債に係る金利の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引はしない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、調剤薬局事業におけるものであり国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金に対するものであるため、信用リスクは低いものと考えております。しかしそれ以外の売掛金及び未収入金については信用リスクに晒されております。

投資有価証券はほとんどが株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金については、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資に伴う資金調達であり、返済期日及び償還期限は決算日後最長で約12年であります。そのうち変動金利の借入金及び社債は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して、そのリスクに対応しております。

なおデリバティブ取引は金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なおヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価については前述の「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項⑦ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ 信用リスク

営業債権のほとんどが国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金に対するものであるため、当該債権に対するリスク管理は行っておりません。それ以外の債権に対しては取引先のモニタリング等により回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ 市場リスク

当社グループは、借入金及び社債に係る金利の変動リスクを抑制するため、金利スワップ取引を利用してしております。投資有価証券のうち市場取引のあるものについては、四半期ごとに時価を把握し、市場取引のないものについては発行会社の財務状況を把握し保有状況を勘案しております。

##### ハ 資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、設備投資計画や各事業拠点からの報告を基に資金計画を作成し、更新することで資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和5年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	5	5	－
(2) 差入保証金	1,680	1,607	△73
資産計	1,686	1,612	△73
(1) 長期借入金	7,224	7,224	0
(2) 社債	1,482	1,482	－
(3) リース債務	433	433	－
負債計	9,140	9,140	0
デリバティブ取引	－	－	－

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、(1)投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	77

(注3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注4) 社債には1年内償還予定の社債を含んでおります。

(注5) リース債務には1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(注6) デリバティブ取引は、金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	5	—	—	5
資産計	5	—	—	5

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,607	—	1,607
資産計	—	1,607	—	1,607
長期借入金	—	7,224	—	7,224
社債	—	1,482	—	1,482
リース債務	—	433	—	433
負債計	—	9,140	—	9,140

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、活発な市場における相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間及び信用リスクを勘案し、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等の適切な指標を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及び社債

長期借入金及び社債については、元金利の合計額を、新規に借入及び発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しておりレベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元金利の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都、石川県等その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
842	860

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価の算定方法

不動産鑑定士による不動産鑑定額に対し、指標等を用いて調整を行った金額によっております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	調剤薬局 事業	物販事業	医学資料 保管・管理 事業	医療モール 経営事業	計		
収益認識の時期							
一時点で移転される 財又はサービス	42,327	7,771	113	－	50,213	372	50,586
一定の期間にわたり 移転される財又はサービス	－	－	532	505	1,037	406	1,444
顧客との契約から生じる収益	42,327	7,771	646	505	51,251	779	52,030
外部顧客への売上高	42,327	7,771	646	505	51,251	779	52,030

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項⑥収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

### (1) 1株当たり純資産額

708円01銭

### (2) 1株当たり当期純利益

35円45銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(令和5年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,727</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,102</b>
現金及び預金	859	短期借入金	440
貯蔵品	2	1年内償還予定の社債	1,482
前払費用	57	1年内返済予定の長期借入金	1,965
短期貸付金	617	リース債務	91
未収入金	184	未払金	108
その他の金	6	未払費用	2
貸倒引当金	△0	未払法人税等	2
<b>固定資産</b>	<b>12,343</b>	未払消費税等	3
<b>有形固定資産</b>	<b>215</b>	預り金	6
建物	113	<b>固定負債</b>	<b>5,159</b>
構築物	0	長期借入金	5,034
車両運搬具	8	リース債務	115
工具、器具及び備品	12	その他の	10
土地	70	<b>負債合計</b>	<b>9,262</b>
リース資産	11	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>302</b>	<b>株主資本</b>	<b>4,600</b>
リース資産	188	資本金	1,298
その他の	113	資本剰余金	1,530
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,825</b>	資本準備金	1,245
投資有価証券	55	その他資本剰余金	285
関係会社株式	11,430	<b>利益剰余金</b>	<b>1,982</b>
長期貸付金	209	利益準備金	3
繰延税金資産	17	その他利益剰余金	1,978
その他の	206	繰越利益剰余金	1,978
貸倒引当金	△94	<b>自己株式</b>	<b>△210</b>
<b>繰延資産</b>	<b>0</b>	新株予約権	208
社債発行費	0	<b>純資産合計</b>	<b>4,809</b>
<b>資産合計</b>	<b>14,071</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>14,071</b>

# 損益計算書

(令和4年6月1日から令和5年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,255
売上原価		-
売上総利益		1,255
販売費及び一般管理費		938
営業利益		317
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	131	
その他	14	150
営業外費用		
支払利息	39	
社債利息	2	
支払手数料	8	
その他	0	52
経常利益		415
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	155	
賃貸借契約解約損	102	257
税引前当期純利益		158
法人税、住民税及び事業税	54	
法人税等調整額	21	76
当期純利益		82

## 株主資本等変動計算書

(令和4年6月1日から令和5年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	1,274	1,222	285	3	2,027
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
新 株 の 発 行	23	23	－	－	－
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△130
当 期 純 利 益	－	－	－	－	82
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	23	23	－	－	△48
当 期 末 残 高	1,298	1,245	285	3	1,978

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△210	4,601	208	4,810
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
新 株 の 発 行	－	47	－	47
剰 余 金 の 配 当	－	△130	－	△130
当 期 純 利 益	－	82	－	82
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	△1	－	△1
当 期 末 残 高	△210	4,600	208	4,809



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券  
関係会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

- 市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法  
② デリバティブ …………… 時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） …… 建物  
・平成19年3月31日以前に取得したもの…旧定額法  
・平成19年4月1日以降に取得したもの…定額法  
その他  
・平成19年3月31日以前に取得したもの…旧定率法  
・平成19年4月1日以降に取得したもの…定率法
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）による定額法によっております。
- ③ リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

- 社債発行費 …………… 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は子会社への経営指導及びブランドの管理を行っており、当社の子会社を顧客としております。経営指導にかかる契約については、当社の子会社に対し経営・企画等の指導を行うことを履行義務として識別しております。またブランドの管理に係る契約については、当社の子会社に対しブランドの使用許可を行うことで、当社が構築したブランドイメージ及び取引上の信用を提供することを履行義務として識別しております。

当該履行義務は、子会社が収益を計上するにつれて充足されるものであり、当社子会社の売上高に、一定の料率を乗じた金額を収益として計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金利息

③ ヘッジ方針

金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(7) その他事項

控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「投資その他の資産」に独立掲記しておりました「差入保証金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	金額 (百万円)
関係会社株式評価損	155
関係会社株式	11,430

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式について、株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の計上を行うこととしております。

今後、関係会社の業績が著しく変動した場合、翌事業年度の貸借対照表において、関係会社株式の金額に影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 有形固定資産の減価償却累計額 156百万円

#### (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

建 物	62百万円
土 地	69
計	131百万円

##### ② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	19百万円
長期借入金	830
計	850百万円

#### (3) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

ファーマライズ株式会社	215百万円
-------------	--------

#### (4) 当座貸越契約

当座貸越極度額	1,600百万円
借入実行残高	—
差引	1,600百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権債務	
① 短期金銭債権	728百万円
② 長期金銭債権	301百万円
③ 短期金銭債務	456百万円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	
取引総額	1,053百万円
営業取引以外の取引	
取引総額	138百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数	
自己株式数	321,100株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)	(単位：百万円)
役員報酬	101
貸倒引当金	29
減損損失	10
会社分割による子会社株式	20
関係会社株式	146
その他	19
繰延税金資産小計	326
評価性引当額	△297
繰延税金資産合計	29
(繰延税金負債)	
繰延税金負債合計	△11
繰延税金資産の純額	17

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ファーマライズ㈱	直接所有 100.0	役員の兼任 経営全般の指導等 建物の賃貸借 管理業務の委託 資金の援助 債務保証 債務被保証 担保の被提供	資金の貸付 (注1)	0	短期貸付金	419
						長期貸付金	13
				利息の受取 (注1)	2	その他 流動資産	0
				ロイヤリティの受取 (注2)	1,115	未収入金	77
				経費負担金	241	未収入金	18
				債務保証 (注3)	215	—	—
				当社銀行借入等に対する債務被保証 (注3)	2,981	—	—
				当社銀行借入に対する担保被提供 (注4)	1,880	—	—
子会社	㈱寿データバンク	直接所有 100.0	役員の兼任 経営全般の指導等 資金の借入	資金の借入 (注1)	200	短期借入金	440
				利息の支払 (注1)	2	その他 流動負債	0
子会社	㈱サン・メディカル	直接所有 100.0	役員の兼任 経営全般の指導等 資金の援助	資金の貸付(注1)	100	短期貸付金	122
						長期貸付金	71
				利息の受取(注1)	0	その他 流動資産	0

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付及び借入については、利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、担保の受入及び差入は行っておりません。
- (注2) ロイヤリティ及び経費負担金については、当社グループ内のルールに基づき当社子会社が負担するものであります。
- (注3) 当社又は当社の子会社は、当社の子会社又は当社の金融機関に対する債務について、無償で債務保証を行っております。
- (注4) 当社の子会社は、当社の金融機関に対する債務について、無償で担保提供を行っております。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1.重要な会計方針に係る事項(5)収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	488円13銭
(2) 1株当たり当期純利益	8円77銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

~~~~~  
(注) 連結計算書類及び計算書類中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和5年7月20日

ファーマライズホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠田友彦 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ファーマライズホールディングス株式会社の令和4年6月1日から令和5年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーマライズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和5年7月20日

ファーマライズホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠田友彦 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファーマライズホールディングス株式会社の令和4年6月1日から令和5年5月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査・統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年7月26日

ファーマライズホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 小高 芳夫 ㊟

監査役  
(社外監査役) 榎本 孝之 ㊟

監査役  
(社外監査役) 園部 経夫 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の剰余金処分につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策と位置付け、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針としております。

この方針のもと、第37期につきましては、以下の通りとしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき14円 総額131,957,630円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和5年8月31日

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠の監査役としての選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものとします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は以下の通りであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                          | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の<br>株式数                        |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">ぬま た ゆたか<br/>沼田 豊<br/>(昭和38年7月26日)</p> | <p>昭和62年4月 山一証券(株)入社<br/>                     平成10年2月 旧富士証券(株)(現みずほ証券(株))入社<br/>                     平成24年2月 当社入社<br/>                     平成26年3月 旧(株)鬼怒川調剤センター(現ファーマライズ(株))取締役就任<br/>                     平成27年8月 当社経営企画部長就任<br/>                     平成27年10月 旧薬ヒグチ&amp;ファーマライズ(株)(現ファーマライズ(株))取締役就任<br/>                     平成28年8月 当社執行役員経営戦略本部長就任<br/>                     平成29年3月 旧(有)エム・シー(現ファーマライズ(株))取締役就任<br/>                     平成29年6月 (株)ミュートス取締役就任(現任)<br/>                     平成30年6月 (株)メディカルフロント取締役就任(現任)<br/>                     平成30年8月 当社取締役就任(現任)<br/>                     令和2年5月 (株)ウィーク取締役就任(現任)</p> | <p style="text-align: center;">4,130株</p> |

(選任理由)

平成24年2月入社、以後、当社グループ会社の取締役を歴任。現在も取締役として当社グループの業績向上に資する経営戦略の策定やグループ事業会社の経営指導にあたり、実績を積み上げております。当社グループの事業に精通しており、当社監査役としてもその職務を適切に遂行していただけと判断し、法令に定める監査役の員数が欠けた場合においては監査業務継続性を維持するため、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の役員であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏が監査役に就任された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

(ご参考) 取締役及び監査役の専門性や知識・経験・能力等の一覧表 (スキル・マトリクス)  
 当社取締役、及び監査役が有する主な専門性や知識・経験・能力等のスキルに関する状況は、  
 以下の通りであります。

| 役員    |         | 企業<br>経営 | 営業<br>店舗開発 | 事業戦略<br>M&A |
|-------|---------|----------|------------|-------------|
| 氏名    | 役職      |          |            |             |
| 大野利美知 | 代表取締役会長 | ●        | ●          | ●           |
| 大野小夜子 | 取締役 副会長 | ●        |            |             |
| 秋山昌之  | 代表取締役社長 | ●        | ●          | ●           |
| 松浦恵子  | 専務取締役   | ●        | ●          |             |
| 沼田豊   | 取締役     |          |            | ●           |
| 菅野洋   | 取締役     | ●        |            | ●           |
| 多田宏   | 取締役(社外) | ●        |            |             |
| 渡邊則夫  | 取締役(社外) | ●        |            |             |
| 戸田一誠  | 取締役(社外) |          |            |             |
| 小高芳夫  | 監査役     | ●        |            |             |
| 榎本孝之  | 監査役(社外) | ●        |            |             |
| 園部経夫  | 監査役(社外) | ●        |            |             |



| 財務・会計<br>ファイナンス | 女性<br>ダイバーシティ<br>&<br>インクルージョン | 人事労務<br>人材開発 | 法務<br>コンプライアンス<br>リスク<br>マネジメント | ESG<br>サステナビリティ | 調剤薬局<br>事業 |
|-----------------|--------------------------------|--------------|---------------------------------|-----------------|------------|
|                 |                                |              | ●                               | ●               | ●          |
|                 | ●                              | ●            | ●                               | ●               | ●          |
|                 |                                |              | ●                               | ●               | ●          |
|                 | ●                              |              | ●                               | ●               | ●          |
| ●               |                                |              | ●                               | ●               | ●          |
|                 |                                | ●            | ●                               | ●               | ●          |
| ●               |                                | ●            |                                 |                 |            |
|                 |                                |              | ●                               |                 | ●          |
|                 | ●                              |              | ●                               | ●               |            |
|                 |                                |              | ●                               |                 | ●          |
| ●               |                                |              | ●                               |                 |            |
|                 |                                |              | ●                               |                 | ●          |

# 株主総会会場ご案内図

住友不動産新宿グランドタワー 5階  
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター

東京都新宿区西新宿8丁目17番1号

TEL.03-3362-4792

- 交通「西新宿駅」1番出口より徒歩3分（丸ノ内線）
  - 「都庁前駅」E4出口より徒歩7分（大江戸線）
  - 「新宿西口駅」D4出口より徒歩11分（大江戸線）
  - 「新宿駅」西口より徒歩15分（JR線・丸ノ内線・大江戸線等）
- （お車でのご来場はご遠慮ください）

